

十一 利率
十二 経過
の払込み

十二年四月
日本郵政公
に日本郵政
た金額を第
日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{36}{365}}$$

十三 初期
利率

平成十八年六月二十日
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期
以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に属す
る利子を支払う。

平成二十七年十二月二十日

日本銀行
額面金額百円につき百円

十五 償還
金額

平成十八年一月二十五日

十六 償還
金額

十七 元利
支額

十八 払込
期日